

枚方市国民健康保険条例第23条の規定により所得（または収入）の申告書（報告書）を提出してください。
（同条例第24条により、低所得の世帯については保険料が軽減される場合があります。）

- ・市府民税が非課税で申告義務のない方。
- ・確定申告、または市府民税の申告の住所が国保加入住所と異なっている方。
(申告額の確認をしますので市府民税が課税されている住所と所得金額を記入してください。)
- ・遺族年金や障害年金等の非課税年金を受給されている方。
- ・令和6年1月2日以降に枚方市に転入された方。
(前住所地の税務担当課への所得調査に期間を要しますのでこの申告書を提出してください。)
- ・国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された被保険者の方。

※所得税や市府民税に申告すべき所得のあった方は、当課への提出と併せて税務署または、枚方市市民税課へ申告してください。この申告における所得は市府民税の課税資料・後期高齢者医療保険料の算定資料となることがあります。

住所			連絡先	()	—
フリガナ 納付義務者			受付日（オンライン入力日）		

氏 名							
生年月日	年	月	日	年	月	日	
無収入の 場合	☐ 収入無し		☐ 収入無し		☐ 収入無し		
	収入が無かった方は、 ☐ にチェックし、裏面も記入してください。（以下の金額欄は記入不要です）						
給与収入	〔アルバイト パート含む〕		円	給与収入	円	給与収入	円
公的年金収入			円	公的年金収入	円	公的年金収入	円
遺族・障害年金			円	遺族・障害年金	円	遺族・障害年金	円
その他所得	営業	円	営業	円	営業	円	
	農業	円	農業	円	農業	円	
	不動産	円	不動産	円	不動産	円	
	利子	円	利子	円	利子	円	
	配当	円	配当	円	配当	円	
	総合短期譲渡	円	総合短期譲渡	円	総合短期譲渡	円	
	総合長期譲渡	円	総合長期譲渡	円	総合長期譲渡	円	
	一時	円	一時	円	一時	円	
	(雑)業務	円	(雑)業務	円	(雑)業務	円	
	(雑)その他	円	(雑)その他	円	(雑)その他	円	
分離課税	短期譲渡	円	短期譲渡	円	短期譲渡	円	
	特別控除	円	特別控除	円	特別控除	円	
	長期譲渡	円	長期譲渡	円	長期譲渡	円	
	特別控除	円	特別控除	円	特別控除	円	
	株式譲渡	円	株式譲渡	円	株式譲渡	円	
	上場配当	円	上場配当	円	上場配当	円	
	先物取引	円	先物取引	円	先物取引	円	
専従者関係	専従者給与	円	専従者給与	円	専従者給与	円	
	専従者控除	円	専従者控除	円	専従者控除	円	

市府民税の課税されている枚方市外の住所(居所)
令和6年1月1日現在の住所

☆所得がなかった方は下記事項より生活状況にあてはまるものを○で囲んでください。

- (1) 学生であった。

(2) の被扶養者であった。

(3) 病気療養中であった。

(4) 失業・廃業中であった。

(5) 日本国外に居住していた。
- (6) 労災または失業保険を受給していた。

(7) 生活保護を受けていた。

(8) 仕送り(援助等)があった。

(9) その他
()

氏 名	枚 方 太 郎			
生年月日	昭和 30 年 5 月 10日			
無収入の 場合	☐ 収入無し			
①	給与収入 アルバイト パート含む	900,000	円	
②	公的年金収入	1,000,000	円	
③	遺族・障害年金		円	
④	その他所得	営業	1,000,000	円
		農業		円
		不動産		円
		利子		円
		配当		円
		総合短期譲渡		円
		総合長期譲渡		円
		一時		円
		(雑)業務		円
		(雑)その他		円
⑤	分離課税	短期譲渡		円
		特別控除		円
		長期譲渡		円
		特別控除		円
		株式譲渡		円
		上場配当		円
		先物取引		円
⑦	専従者関係	専従者給与		円
		専従者控除		円
⑧	市府民税の課税されている枚方市外の住所(居所) 令和6年1月1日現在の住所			

《記入例》

- ①給与収入
賞与も含めた年間総給与収入(税込み)を記入してください。
- ②公的年金収入
年間総受給額(税込み)を記入してください。
- ③遺族・障害年金
年間総受給額(税込み)を記入してください。
- ④その他所得
該当する所得欄に総収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。
総合短期・長期譲渡所得、一時所得については、特別控除前の金額を記入してください。
・(雑)業務に係る雑所得
原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得を記入してください。
・(雑)その他の雑所得
生命保険の個人年金、原稿料、講演料、シルバー人材センターの報酬などを記入してください。
- ⑤分離課税(短期・長期譲渡所得)
譲渡所得金額について、特別控除がある場合は、特別控除後の金額を記入してください。
なお、特別控除がある場合は、特別控除額を網掛け欄に記入してください。
- ⑥株式譲渡、上場配当、先物取引の各所得
所得金額を記入してください。
- ⑦専従者関係
・専従者給与を受けている場合は、専従者給与額を記入してください。
・専従者控除を受けている場合は、専従者控除額を網掛け欄に記入してください。
- ⑧市府民税の課税されている枚方市外の住所(居所)
市府民税の課税されている住所が国保加入の住所と異なる場合は、市府民税の課税されている枚方市外の住所(居所)を記入してください。

お問い合わせ先

枚方市役所 保険年金課 資格係

代表番号 072-841-1221 内線3233・3234
直通番号 072-841-1403
FAX 072-841-3716